

第6章

ICT政策の動向

第1節 総合戦略の推進

1 国家戦略の推進

2016年（平成28年）12月に、国が官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するため「官民データ活用推進基本法」が公布・施行された。これを受け、2017年（平成29年）5月に、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築する観点から「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、同計画に基づきPDCAを回しながら施策を推進している。

2019年（令和元年）6月には、IT総合戦略本部において、「デジタル時代の新たなIT政策大綱」が決定された。これは、①デジタル時代の国際競争に勝ち抜くための環境整備と②社会全体のデジタル化による日本の課題の解決の2つを目的としつつ、今後の我が国のIT政策の「羅針盤」とすることを図るものである。また、同月に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、デジタル技術の恩恵を誰もが享受できるインクルーシブな「デジタル社会」の実現に向けた重点計画を取りまとめた。

このほか、我が国経済の再生に向け、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため成長戦略を実現すること等を目的とする司令塔として、2012年（平成24年）12月に日本経済再生本部を設置した。その下で2016年（平成28年）9月から未来投資会議を開催し、第4次産業革命をはじめとする将来の成長に資する分野における大胆な投資を官民連携して進め、「未来への投資」の拡大に向けた成長戦略の策定に向けた具体的な議論を行っている。2019年（令和元年）6月には、「成長戦略実行計画」等を閣議決定し、ICT分野については、デジタル市場のルール整備、スマート公共サービス、次世代インフラ等の取組を進めていくこととしている。

2 総務省のICT総合戦略の推進

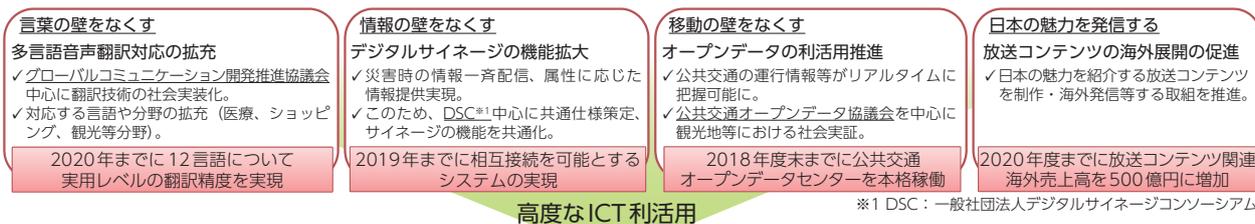
1 2020年に向けた社会全体のICT化推進

「東京2020大会」は、優れたICTを世界に発信する絶好のチャンスとして期待される。総務省では、2014年（平成26年）から「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会^{*1}」を開催し、東京2020大会に向けて我が国のICT環境をより高度なものにするとともに、東京2020大会以降の我が国の持続的成長も見据え、社会全体のICT化の推進方策について検討してきた。

本懇談会では、2015年（平成27年）に「2020年に向けた社会全体のICT化 アクションプラン」を取りまとめ、東京2020大会に向けて、我が国が一丸となって「社会全体のICT化」に取り組んでいくため、8つの分野（多言語音声翻訳対応の拡充、デジタルサイネージの機能拡大、オープンデータの利活用推進、放送コンテンツの海外展開の推進、無料公衆無線LAN環境の整備促進、第5世代移動通信システムの実現、4K・8Kの推進、サイバーセキュリティの強化）ごとに「いつまでに、誰が、何をするのか」という工程を明確化するとともに、分野ごとの施策を横断的に組み合わせ、利用者の視点に立って利便性の向上を実感できる2つのサービス（都市サービスの高度化、高度な映像配信サービス）を示した（図表6-1-2-1）。

*1 2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/2020_ict_kondankai/index.html

図表 6-1-2-1 2020年に向けた社会全体のICT化 アクションプラン 概要



【各分野横断的なアクションプラン】

- I. 都市サービスの高度化**
—旅行者に提供するサービスの高度化のため、旅行者の個人情報や属性情報を連携する共通クラウド基盤おもてなしクラウドにより、多様なサービス連携を目指す。
- II. 高度な映像配信サービス**
—「一般社団法人映像配信高度化機構」を中心に、4K・8K及び高臨場技術を用いた様々な次世代コンテンツの普及に向けた環境整備を推進。
2020年までに、各地でICTや旅行者の属性情報を活用した訪日外国人向けサービスを実装
2020年までに、各地で高度映像配信サービスを楽しめる環境を整備



また、2018年（平成30年）に「2020年東京大会に向けた提言*2」を取りまとめ、2020年にフォーカスした5つの「重点テーマ」（「IoTおもてなしクラウド」による都市サービスの高度化、多言語音声翻訳技術の社会実装、サイバーセキュリティの確保、テレワーク/サテライトオフィスの推進及び社会におけるキャッシュレス化の普及展開）をピックアップし、目標の達成に向けて取り組んでいる（図表6-1-2-2）。

図表 6-1-2-2 2020年東京大会に向けた提言 概要

- 日本がこれからも繁栄し続けるためにはICTを活用した生産性向上、働き方改革等が不可欠である。そのような認識が共有されつつある一方、日本型の社会経済構造を変革することは容易ではない。
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会は、我が国のICTをショーケースとして世界に示すチャンスであるとともに、これをきっかけに日本型の社会経済構造を変革するチャンスとして捉えるべきである。
- 2020まであと2年と迫る中、本提言においては、5つの重点テーマについて、2020に向けた取組の明確な目標を示すと同時に、それぞれのレガシーについて方向性を整理した。レガシーという点では、マイナンバーカードの利活用は不可欠な要素である。目標の達成に向けて、関係者が一体となって取り組む。



*2 2020年東京大会に向けた提言：https://www.soumu.go.jp/main_content/000557657.pdf

本懇談会では、アクションプラン及び提言に掲げたICT施策について、社会全体で認知できるようにするための情報発信の強化や、東京2020大会以降もレガシーとして使い続けられる「仕組み」としての提供、官民の連携体制の強化に取り組んでいる。

2 Society5.0の実現に向けた経済構造改革への基盤づくり

近年、デジタル分野のプラットフォーマー（以下「デジタル・プラットフォーマー」という。）がイノベーションを牽引し、事業者の市場アクセスや消費者の便益向上に貢献している。また、デジタル・プラットフォーマーが製造業等のリアル分野にも事業領域を拡大し、世界の時価総額上位企業を米国や中国のデジタル・プラットフォーマーが占める状況もみられる。他方、こうしたデジタル・プラットフォーマーを巡っては、取引条件の不透明・不公正、データ寡占、個人情報漏洩、プラットフォーム上での違法・不適切な行為等の問題点が我が国を含め、世界的に指摘されている。

こうした中、総務省、経済産業省及び、公正取引委員会は、2018年（平成30年）6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」において、プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備のために、同年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進めるべきものとされたことを踏まえ、競争政策、情報政策、消費者政策等の学識経験者から構成された「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」を同年7月から開催し、調査・検討を行った。同年12月、総務省、経済産業省及び公正取引委員会は、プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則^{*3}を策定した。また、2019年（令和元年）5月に取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション及びデータ移転・開放等の在り方に関するオプション^{*4}が取りまとめられた。

また、同年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」に基づき、同年9月、内閣官房に「デジタル市場競争本部」が設置された。同本部の下、デジタル市場に関する重要事項の調査審議等を実施するため、総務大臣も構成員として参加するデジタル市場競争会議が開催されている。同会議ではデジタル市場のルール整備について議論が行われ、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公平性の向上に関する法律」等が、令和2年通常国会で成立した。この他、データの価値評価も含めた独占禁止法のルール整備、デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用規制の考え方の整理及びデジタル広告市場の競争状況の評価について検討が行われてきた。

3 IoT/データ利活用の推進

ア IoT利活用の推進

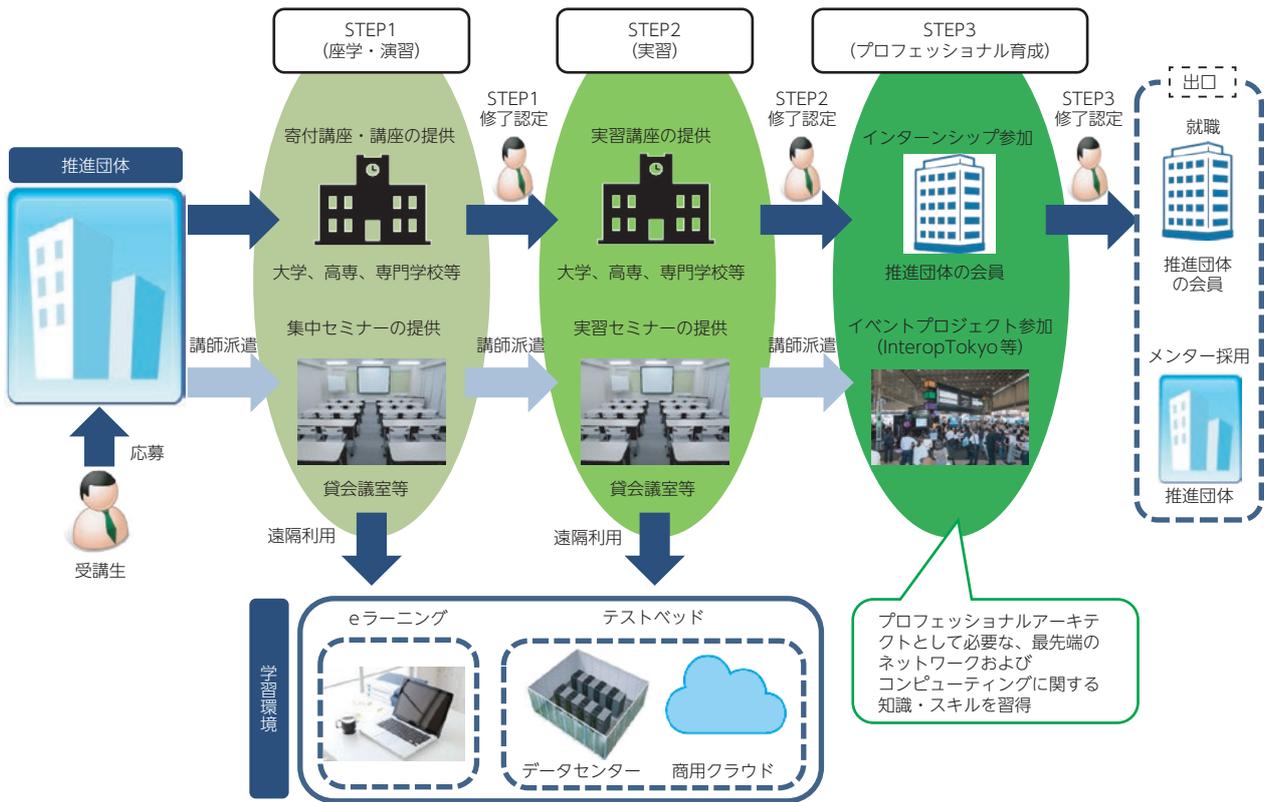
(ア) IoTネットワーク運用人材育成事業

IoT/ビッグデータ時代のネットワークは、センサー等のネットワークに接続される機器の爆発的な増加や流通するデータの多様化により、トラフィックの急激な変動等が生じることが予想される。このため、SDN/NFV等のソフトウェア技術を用いて、迅速かつ柔軟に通信経路の迂回や容量拡大等の制御を行う必要があり、この技術を活用してネットワークを運用・管理する人材が必要とされている。総務省は、2017年度（平成29年度）から一般社団法人「高度ITアーキテクト育成協議会（AITAC）」（同年7月設立）と連携し、人材を育成する環境基盤の整備を行い、基盤の構築・運用を通して人材育成を図ることで、求められるスキルの明確化やその認定の在り方を確立したところである。今後は、AITACにおいて、これまでの成果の発展、普及展開を推進する予定である。（[図表6-1-2-3](#)）。

*3 「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」の公表：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000271.html

*4 プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備に関するオプションの公表：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000280.html

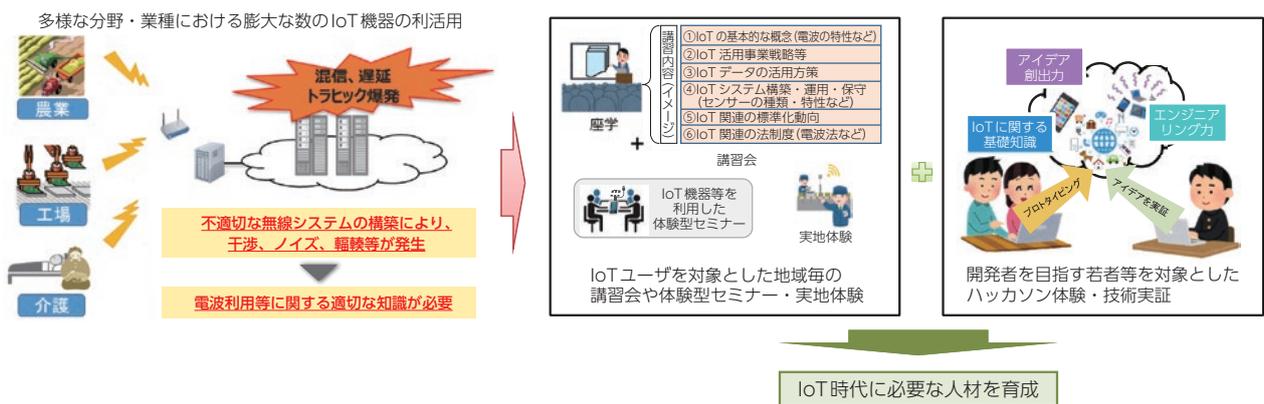
図表 6-1-2-3 IoTネットワーク運用人材育成事業



(イ) IoT機器等の電波利用システムの適正な利用のためのICT人材育成事業

今後、多様な分野・業種において膨大な数のIoT機器の利活用が見込まれる中で、多様なユーザーや若者・スタートアップの電波利用に係るリテラシー向上を図ることが不可欠である。このため、IoTユーザーを対象とした地域ごとの講習会や体験型セミナー・実地体験、開発者をめざす若者等を対象としたハッカソン体験・ワイヤレスIoT技術実証等の取組を推進し、IoT時代に必要な人材を育成している（図表6-1-2-4）。

図表 6-1-2-4 IoT機器等の電波利用システムの適正な利用のためのICT人材育成事業



イ オープンデータ流通環境の整備

官民データ活用の推進を目的とする「官民データ活用推進基本法」（2016年（平成28年）12月14日公布・施行）においては、政府、地方公共団体等が保有するデータについて、国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされている。政府、地方公共団体等が保有するデータのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用さ

れたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるものの3点に該当するデータがオープンデータと定義^{*5}されている。

特に、地方公共団体のオープンデータについては、地域における新事業・新サービスの創出、行政サービスの高度化等を実現し、地域の経済活性化、課題解決等に寄与するものとして期待されている。このような観点から、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2019年（令和元年）6月14日閣議決定）では、2020年度（令和2年度）までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%とすることが目標として定められている。総務省では、2012年度（平成24年度）より、公共交通、地盤、公共施設等の様々な分野におけるオープンデータ利活用の実証実験や一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構（VLED）^{*6}等の関係団体や関係府省等との連携を通じて、オープンデータの公開側・利活用側のためのガイド等の策定・改定（オープンデータのための標準化の推進）、オープンデータの有効活用につながるユースケースの構築、オープンデータ伝道師や地域情報化アドバイザーと連携して自治体のオープンデータ化の促進等の取組を進めてきた。

他方、2019年（令和元年）12月時点でオープンデータに取り組んでいる地方公共団体は1,788団体中668団体（全体37%）にとどまっている。内閣官房が実施したアンケート^{*7}によれば、「オープンデータの効果・メリット・ニーズが不明確」、「オープンデータを担当する人的リソースがない」といった課題が挙げられている。これらの課題を踏まえ、総務省では2018年度（平成30年度）から、地方公共団体におけるオープンデータの取組を支援するため、地方公共団体等の職員がデータ利活用の意義やデータ公開に関する知識・技術を体系的に習得できる研修等を行っている（図表6-1-2-5）。

図表 6-1-2-5 地方公共団体職員向けオープンデータ研修について

総務省では、2020年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%の実現に向け、オープンデータを推進する地方公共団体職員を育成するため、必要な知見・技術を体系的に習得できる研修を全国で実施。

【研修実施イメージ】



【研修内容】

オープンデータ研修（基礎編）

地域でオープンデータを推進する人材を育成。都道府県毎に管内の複数の市区町村が参加

オープンデータ研修（応用編）

既にオープンデータに取り組んでいる自治体の職員を対象に、応用的な内容の研修を実施

研修受講後も継続してオープンデータの取組を支援する環境を整備

ウ AIの普及促進

人工知能（AI）は、インターネット等を介して他のAI、情報システム等と連携し、ネットワーク化されること（AIネットワーク化）により、その便益及びリスクの双方が飛躍的に増大するとともに、空間を越えて広く波及することが見込まれている。

総務省は、2016年（平成28年）10月に「AIネットワーク社会推進会議^{*8}」（以下「推進会議」）を立ち上げ、

*5 オープンデータ基本指針（2017年（平成29年）5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）：
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/data_shishin.pdf
 *6 一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構：<http://www.vled.or.jp/>
 *7 地方公共団体へのオープンデータの取組に関するアンケート結果・回答一覧（2018年（平成30年）12月実施）：<https://cio.go.jp/policy-opendata#survey>
 *8 AIネットワーク社会推進会議：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ai_network/index.html

2017年（平成29年）7月に、AIの開発において留意することが期待される事項を整理した「国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案」やAIシステムの具体的な利活用の場面（ユースケース）を想定したインパクト及びリスクに関する評価（シナリオ分析）をその内容とする「報告書2017」を取りまとめ、公表した^{*9}。

また、AIの普及促進に伴い形成されるエコシステムの展望に関する検討やAIの利活用において留意することが期待される事項を整理した「AI利活用原則案」を含む「報告書2018」を2018年（平成30年）7月に取りまとめ、公表した^{*10}。

総務省では、その成果を踏まえ、OECD^{*11}、G7等においてAIに関する国際的な議論を進めている。同年秋以降に行われた主な国際的な議論は次のものがある。今後も、各国政府や国内外の関係機関と連携して、AIに関する国際的な議論に積極的に貢献したいと考えている。

- ・2018年（平成30年）9月、OECDは、AIに関する理事会勧告策定を視野に入れ、AIの信頼構築と社会実装を促すための原則の内容について検討を実施するため、AI専門家会合（AIGO）を設置した。同会合は、2019年（平成31年）2月まで、計4回にわたって開催され、その結果、日本の検討成果等と調和の取れたAIGOの最終文書が取りまとめられた。同年3月にパリで開催されたOECDのデジタル経済政策委員会アドホック会合において、このAIGO最終文書に基づいてOECD事務局が作成した理事会勧告案に関する議論が行われ、加盟国の意見等を踏まえて修正が加えられた理事会勧告案が取りまとめられた。その後、同年5月の閣僚理事会にて同案が承認され、理事会勧告として公開された。
- ・2018年（平成30年）12月に、モントリオール（カナダ）でAIに関するG7マルチステークホルダ会合が開催され、G7各国の産学官・市民社会におけるAI専門家等が参加し、「社会のためのAI」、「イノベーションの解放」、「AIにおけるアカウンタビリティ」、「仕事の未来」といったテーマ毎に議論が行われた。我が国は、カナダとともに「AIにおけるアカウンタビリティ」の共同議長を担当した。

また、推進会議においては、「AI利活用原則案」について整理された論点等のさらなる検討を進めるため、同会議の下に「AIガバナンス検討会」を開催し、「AI利活用ガイドライン」を含む「報告書2019」を2019年（令和元年）8月に取りまとめた。

加えて、AIの社会実装の推進について、主に経済的な見地から議論を行うため、「AI経済検討会」を開催し、AI経済に関する基本的政策及び中長期的な戦略のあり方について検討を進め、同年5月に報告書を取りまとめた。同報告書に基づき、同年12月より、AI時代における新たな社会システムやデータ経済政策について更なる検討を行っている。特に、データ経済政策のあり方については、データが「AI時代における新たな資産」として経済活動において重要な役割を果たしていることを踏まえ、データの機能・役割、及び効果・価値の測定方法や、当該データの効果・価値に応じた正当な報酬のあり方等について検討している。

総務省では、「報告書2019^{*12}」やAI経済検討会報告書を踏まえ、「AI利活用ガイドライン」をはじめとした、推進会議及び両検討会における成果や議論の内容を、国内及び国際的に共有するとともに、安心・安全で信頼性のあるAIの社会実装促進に向けた諸課題の検討に役立ており、引き続き、当該検討を進めていく。

4 マイナンバーカード利活用推進

マイナンバーカードは券面情報（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の顔写真）による対面等での本人確認だけでなく、マイナンバーカードに搭載されている公的個人認証サービスを活用することにより、オンラインでの本人確認・本人認証を安全かつ確実に行うことができる。2019年（令和元年）12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき、マイナンバーカードを基盤として、既存の各種カード、公共サービス等との一体化を図る取組を進めている。また、総務省では日常生活の様々な場面における官民のサービスの利便性向上のため、国、地方公共団体、民間においてマイナンバーカードの利活用を推進していく取組を進めている。

*9 「報告書2017」： https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000067.html

*10 「報告書2018」： https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000072.html

*11 経済協力開発機構（OECD）における人工知能（AI）に関する取組： https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/oecd_ai/index.html

*12 「報告書2019」： https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000081.html

ア マイナンバーカード・公的個人認証サービスの利活用推進

マイナンバーカードについては、券面を利用した顔写真入り職員証としての活用のほか、ICチップの空き領域を利用し、入退室管理や端末操作の権限確認手段等としての活用が進んでいる。

公的個人認証サービスについては、携帯電話の契約時、オンラインでの証券口座の開通時や母子健康情報サービス登録時の本人確認に活用されるなど民間サービスにおいても利用が拡大している。更なる利用範囲の拡大に向け、2019年度（令和元年度）には東京2020テストイベントにおけるボランティア管理等への活用の可能性を検証したほか、公共交通分野における活用に向けた実証事業を実施した。今後、地域や関係事業者等と連携しつつ、実用化を図っていく。また、公的個人認証サービスへのアクセス手段の多様化に向け、マイナンバーカードの電子証明書をスマートフォンで読み取り、電子申請・WEBサイトやマイナポータルへのログインが可能となる端末の普及を促進している。平成28年11月以降、各携帯キャリア事業者等から読み取り対応スマートフォンが順次発売し、令和元年10月以降は、iPhone7以降のAppleスマートフォンでも読み取りが可能になった。今後も引き続き読み取り対応製品の拡大を推進していく。

公的個人認証サービスは、誰もが取得できるインターネット社会の基礎的な情報インフラであり、国、地方公共団体、民間におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの利活用を一層推進していく。

イ 電子委任状の普及促進

電子委任状は、企業の社員が、契約や行政手続を電子的に行う際に、企業の代表者から代理権の授与を受けたことを簡易かつ確実に証明することを可能とするものである。電子委任状による代理権の証明とあわせて、マイナンバーカード等に搭載された電子証明書がその社員の氏名等の情報を証明することで、企業の社員が契約や行政手続を行う際に必要な情報を全て電子的に証明することが可能となるものであり、電子委任状の普及とマイナンバーカードの普及は双方相乗的に寄与することが期待されている。

その実現に向け、電子委任状を円滑に利用できる環境を整備するための「電子委任状の普及の促進に関する法律」（以下「電子委任状法」という。）及び関係政省令・基本指針が策定された（2017年（平成29年）12月27日公布、2018年（平成30年）1月1日施行）。2018年（平成30年）6月、電子委任状法に基づく電子委任状取扱業務の認定をセコムトラストシステムズ、NTTネオメイトの2社に初めて行い、2020年（令和2年）5月時点で計4社5業務に対して認定を行っている（図表6-1-2-6）。また、政府全体で取り組んでいる「デジタルファースト」の早期実現に向けて、より利便性が高い電子委任状の普及のための実証にも取り組んでいる。

図表6-1-2-6 認定を受けた電子委任状取扱業務（令和2年5月現在）

認定電子委任状取扱業務の名称	業務を行う者の名称	認定日	認定番号
SECOM Passport for G-ID	セコムトラストシステムズ株式会社	平成30年6月27日	第1号
e-Probatio PS2サービス	株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト	平成30年6月27日	第2号
TDB電子認証サービスTypeA	株式会社帝国データバンク	令和元年10月11日	第3号
DIACERTサービス	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	令和元年12月17日	第4号
DIACERT-PLUSサービス	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	令和元年12月17日	第5号

5 情報銀行の社会実装の促進

ア 情報銀行の認定について

個人情報を含むパーソナルデータの適切な利活用を推進する観点から、政府では、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）の下で開催された「データ流通環境整備検討会」において、個人の関与の下でデータの流通・活用を進める仕組みである「情報銀行」等について議論が行われ、2017年（平成29年）2月の「AI、IoT時代におけるデータ活用WG 中間とりまとめ」において、官民連携して情報銀行の社会実装に向けた積極的な取組を推進する必要性が示された。

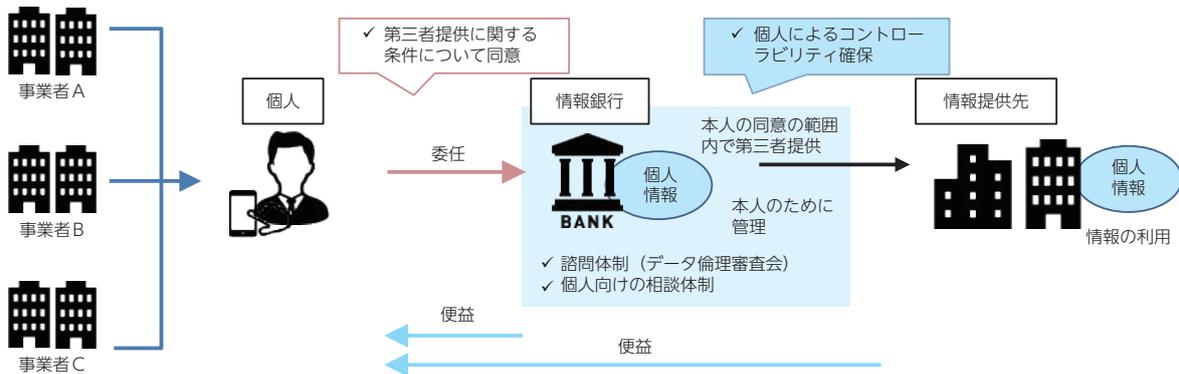
また、同年7月の総務省情報通信審議会における第四次中間答申では、情報銀行（図表6-1-2-7）として「情報信託機能」を担う者について、一定の要件を満たした者を社会的に認知するため、民間の団体等によるルールの

下、任意の認定制度が実施されることが望ましいとされた。

こうした議論等を踏まえ、総務省及び経済産業省は、同年11月より、合同で「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会^{*13}」を開催し、情報信託機能を担う者に求められる要件や認定の運用スキーム等認定制度の在り方について検討を行い、2018年（平成30年）6月に、民間団体等による情報銀行の任意の認定の仕組みに関する「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0^{*14}」（以下、「指針」という。）を取りまとめた。指針は、情報信託機能を提供する「情報銀行」について、民間の団体等による任意の認定の仕組みを有効に機能させるためのもので、消費者個人を起点としたデータの流通や消費者からの信頼性確保に主眼を置いて作成された。指針は（1）認定基準、（2）モデル約款の記載事項、（3）認定スキームから構成されており、これに基づき、認定団体である「一般社団法人日本IT団体連盟」が、2018年（平成30年）6月に第一弾となる「情報銀行」認定を決定した。2019年（平成31年）1月より同検討会を再開し、実証や各企業における事業の検討等による事業の具体化や指針に基づく認定の開始等、指針公表後の情報銀行をめぐる状況の変化を踏まえ、情報銀行の認定スキームの在り方について、情報銀行に関する基本的な考え方やデータ倫理審査会の役割等の論点について、指針の見直しを含めた検討を行い、同年10月に「情報信託機能の認定に係る指針ver2.0^{*15}」を取りまとめた。

2020年（令和元年）4月現在、認定の受付が開始されてから計5社に対し認定が決定され、1のサービスが既に提供を開始している。

図表6-1-2-7 情報銀行とは



イ 情報信託機能活用促進事業について

情報信託機能の社会実装に向けては、具体的なユースケースの検証を通じた運用上の課題等の解決や優良なモデルケースの醸成が必要であることから、実証事業を通じて情報信託機能を活用したサービス等の提供にあたっての課題の抽出、解決策の検討及びモデルケースの創出を行うことを目的とする「情報信託機能活用促進事業」を2018年度（平成30年度）と2019年度（令和元年度）に実施した。事業を通じて、地方公共団体、民間企業、大学、NPO法人等からなるコンソーシアム10者が情報信託機能を核とするサービスの実証を行い、総務省では、2018年度実施の当該事業において顕在化した課題等を踏まえて指針の見直しを行った。

*13 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_trust_function/index.html

*14 情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0（案）に対する意見募集の結果：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000250.html

*15 「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会取りまとめ（案）」に対する意見募集の結果、取りまとめ及び「情報信託機能の認定に係る指針ver2.0」の公表：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000290.html